

## 第4章 まちづくり推進方針

### 1

#### 市民、事業者及び行政の協働によるまちづくり

地域の特性を活かしたまちづくりを進めるため、市民が関心を持ち、積極的な参画によるまちづくりの取り組みを行っていくことが求められています。

このため、まちづくりにおける情報提供や活動団体への支援を積極的に行い、市民、事業者及び行政の協働によるまちづくりを推進します。

##### (1) 市民・まちづくり団体・NPOなどの役割

- ・まちの主役である市民が主体となった積極的なまちづくり活動を推進するものとします。
- ・生活に密着したまちづくりの担い手として、市の抱える課題や目指すべき将来像を共有し、まちづくり方針を踏まえた土地利用や公共交通の利用促進、まちづくりイベントへの参加など、一人ひとりの意識や心掛けによって実施可能な取り組みへ積極的参画をするものとします。
- ・地域の特性を活かした魅力あるまちづくりに向け、新たに行政とともに地域のまちづくりの担い手となる団体（市民団体、NPO、都市再生推進法人など）との連携を図っていくよう努めていきます。



市民団体による植栽

##### 地域でできること（地域懇談会の意見を参考）

- |                          |                           |
|--------------------------|---------------------------|
| ・空き家の見守り                 | ・地域に住んでいる人材を活躍させる         |
| ・地域全体で防災について考える          | ・バスや電車をもっと使う              |
| ・手間のかからないイベント作り          | ・公園の清掃                    |
| ・地域住民を集めて啓発セミナーで意識を高める   | ・自分たちでまちをつくっていこうという意識を高める |
| ・地域の人たちが散歩しながら子どもの見守りをする | ・子どもと老人がふれあえる機会をつくる       |

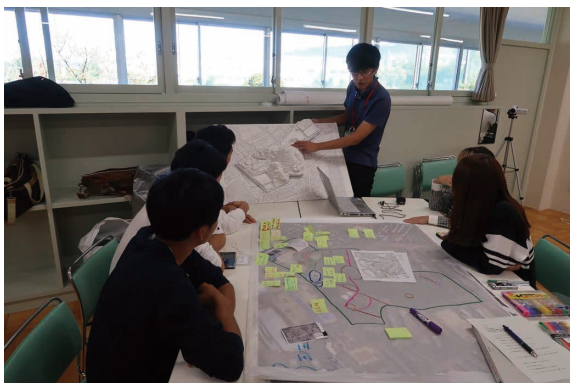
など

## (2) 事業者・大学などの役割

- ・まちづくりを担う地域社会の一員である事業者などには、日常の事業活動を通じて、市や周辺地域の利便性や魅力の向上、活力創出への貢献をするものとします。
- ・市の将来像を共有し、まちづくり方針に配慮した土地利用やCSR活動による自然環境の保全、市民や行政が進めるまちづくり活動への積極的な参加など、企業や研究機関ならではの独自性・専門性を活かした取り組みを推進するものとします。
- ・効率的かつ魅力的な公共サービスの提供に向け、民間事業者は資金やノウハウを活用した公共施設の整備、管理及び運営について、参画の可能性を検討するものとします。

## (3) 行政の役割

- ・将来像の実現に向けて、まちづくりのベースとなる都市計画の見直しや都市基盤整備などを計画的に進めるとともに、市民の意向を踏まえた総合的なまちづくりに取り組みます。
- ・多様な主体との協働によるまちづくりのまとめ役として、積極的な情報発信や意識啓発などに努めるとともに、各主体の育成や自主的な取り組みに対する支援の充実を図ります。
- ・持続可能なまちづくりのためには、税財源のみに頼ることのない公共サービスの提供が求められることから、PPP/PFI手法などによる民間活力の導入の積極的な取り組みを検討します。



高森山公園未来構想ワークショップ



まちづくり団体によるイベント

協働によるまちづくりの活動事例を示します。

## ■街づくり支援制度

この制度は、地域の生活環境を良くするために、そこにお住まいの皆さんが主体となって取り組む街づくり活動に対して、市がさまざまな支援を行い、地域の特性を活かした街づくりを進めることを目的としています。生活道路が狭いとか、排水路が未整備であるといった課題を解決するため、地域の皆さんが話し合って作成した計画をもとに、市が整備を行っていく制度です。



### 街づくり支援制度 活用の流れ

皆さんと一緒に取り組んでまいります!

#### 皆さんの活動

- 自分たちでまちをきれいにしたい!
  - 都市計画課へ相談してください
- 街づくり推進団体を設立する!
  - 地域の皆さんや土地の所有者などで5人以上の仲を築いて団体をつくってください
  - 町内会長・区長に承認を仰ってください
- 整備計画書を作成する!
  - 地域の皆さんや土地の所有者などと話し合い、どのような内容にするかなどをきいてください
  - 町内会長・区長の承認を仰ってください
- 土地の所有者などの同意を得る!
  - 協議に必要となる土地の所有者の同意を得てください
  - 町内会長・区長の承認を仰ってください

#### 市サポート

- POINT 1: 制度の内容やメリットなどを地域の皆さんに説明します!
- POINT 2: 活動状況に応じた実地指導・整備方針を検討します!
- POINT 3: 道路の狭いところなど、道路の整備を実施します!

#### 条件

- 市が管理している幅4m未満の道路
- 市街化区域内で土地区画整理事業が実施又は計画中でない地区
- 市街化調整区域内で生活道路等の施設が未整備である集落地区

#### メリット

- 緊急車両が円滑に車の前まで入れる
- 歩行者が安全に通行できる
- 土地の境界が明確になる
- 提供した用地を買取ってもらえる(セッパックの場合は寄付になる)

#### Q&A

Q. 住民主体でまちづくりを行なうのは大変だと感じますが?

A. 市も皆さんと一緒にしっかりと支援をさせていただきます!

Q. 一部の地権者の同意が得られない場合はどうなる?

A. 地権者に対し、皆さんとともに制度を活用するメリット等の説明を行います!

Q. 私たちが整備計画書を作成するの?

A. 図面などの資料については皆さんが話し合った計画をお伺いして、市が作成します!

Q. 私たちの負担は何があるの?

A. 道を広げるための用地の提供が必要になります(路線価を基として買取ります)

## 活用事例（庄名町垣内地区）

活動期間 平成 28 年（2016 年）10 月から平成 30 年（2018 年）3 月まで

平成 28 年（2016 年）11 月に街づくり協議会が発足し、緊急車両が通れなかったり、排水設備が整っていない狭い道路を何とかしようと話し合いを始め、それから、わずか1年5ヶ月で、道路の拡幅工事や排水路の整備を完了することができました。



活動状況



整備前



整備後



整備前



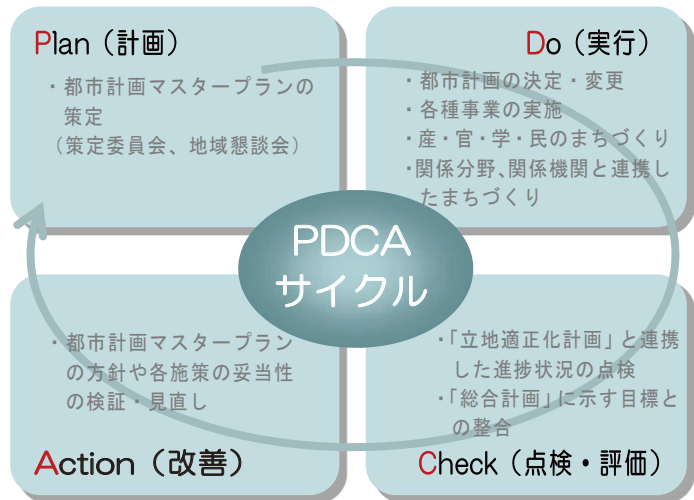
整備後

## 2 進行管理

本計画に基づく各種の施策（事業）を効果的に実践していくため、PDCAサイクルにより事業の達成状況の評価・見直しを図り、まちづくりの着実な推進を目指します。

成果指標は、全体構想における都市づくりの目標ごとに設定し、計画の中間年次である5年後に進捗状況の確認を行うとともに、必要に応じて計画内容や目標を見直します。

また、本計画（地域別構想）で示した方針に基づいた主な事業について、策定時を基準に、短期（5年）・中期（10年）・長期（10年以上）の3段階に分けて整理を行い、その進捗状況を点検、改善します。



### ◆成果指標

都市づくりの目標	評価項目	指標	現状値	目標値
<b>【目標1】</b>				
暮らしやすく居心地のよい住環境づくり	定住人口の維持	居住誘導区域の人口密度（人/ha）	62.9 (2010年度)	64.5 (2026年度) ※1
<b>【目標2】</b>				
誰もが便利で利用しやすい交通環境づくり	公共交通体系の充実	公共交通全路線の人口カバー率（%）	93 (2018年度)	96 (2028年度)
	道路ネットワークの拡充	都市計画道路の整備率（%）	79 (2018年度)	82 (2028年度)
<b>【目標3】</b>				
元気で安定的な産業基盤づくり	産業用地の創出	産業誘導ゾーンの新規企業立地面積（ha）	40 (2018年度)	80 (2028年度)
<b>【目標4】</b>				
思わず立ち寄りたくなるまちなかづくり	都市機能施設の誘導	都市機能誘導施設[※1]の立地件数（件）	10 (2018年度)	15 (2028年度)
	憩いの場の創出	1人あたりの公園面積（㎡）	11.3 (2016年度)	11.5 (2026年度) ※2
<b>【目標5】</b>				
災害に強いまちづくり	災害時における被害の軽減	公共施設の耐震化率（%）	91.8 (2016年度)	95.0 (2026年度) ※2

※1：春日井市立地適正化計画より

※2：第六次春日井市総合計画より

◆主な事業

事業	主体	内容	地域	実施予定時期		
				短期	中期	長期
土地区画整理	組合	熊野桜佐地区	中部・中東部	→		
	〃	西部第一地区	西部	→		
	〃	西部第二地区	西部	→		
再開発	〃	J R春日井駅南東地区	中部	→		
道路	県	北尾張中央道 (東山町から出川町まで)	中北部	→	→	→
	〃	河北線 (王子町から熊野町まで)	中部・中東部	→	→	→
	〃	犬山春日井線 (牛山町から四ツ家町まで)	西部	→	→	
	〃	小牧春日井線 (上田楽町地内、東山町地内)	西部・中北部	→		
	〃	一宮小牧線 (桃山町地内)	西部・中北部	→		
	〃	一宮春日井線	西部・中部	→	→	→
	〃	鳥居松線 (篠木町から金ヶ口町まで)	中部・中東部・ 中北部	→	→	→
	市	高座線	東部	→		
	〃	東山大泉寺線	中北部	→	→	→
	〃	鷹来線 (前並町から大手町まで)	西部	→	→	
拠点	〃	J R高蔵寺駅周辺	東部	→	→	
	〃	J R春日井駅周辺	中部	→	→	→
	〃	名鉄味美駅周辺	南部	→		
	〃	名鉄春日井駅周辺	西部	→	→	
公園	〃	朝宮公園	中部	→		
河川	県	八田川河川改修 (地蔵川から庄内川まで)	南部	→		
	国	庄内川堤防強化 (桜佐町から熊野町まで)	中部・中東部	→		
下水道	市	上条地区	中部	→	→	